

平成28年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年7月8日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝 (欠席)
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ (欠席)	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 7 号 農用地利用集積計画（特例事業）について
- ・議案第 8 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 高 岩 浩 司

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農政係長 保 坂 徹 憲

主任主査 内 田 光 徳

主任主査 手 島 貴 広

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日は、14番 古川委員、29番 井手委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に25番 石井委員、26番 西川委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 1頁をお願いします。4頁まで計20件ございます。議案朗読をもって説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号20番までについて、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番
12番 (高着委員) 番号1番について説明します。理由は、田が低いため、地上げを行い高さを整えることにより排水の便を良くするものであります。地上げが終われば確認したいと思ひます。別に問題はないと思ひます。
議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。
16番 (鶴川委員) 審議番号2番について説明します。道路から低いため道路の高さまで地上げして機械が入りやすくすると共に排水を良くし、畑として利用するものです。別に問題はないと思ひます。
議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
担当者 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議 長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
議 長 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 (寺岡) 9頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は2番松尾委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

2番議長 (松尾委員) 24番原田委員と32番和佐野委員にお願いしたいと思います。

24番議長 24番原田委員よろしいですか。

32番議長 (原田委員) はい、了解いたしました。

32番議長 (和佐野委員) はい、了解いたしました。

議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

議長 (松尾) 10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。12頁まで8件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

4番議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員をお願いします。

議長 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

27番議長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員をお願いします。

議長 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。

議長 理由は、申請農地に隣接して譲受人の農地がありますので経営規模拡大によるものと譲渡人の離農によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

2番議長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

議長 (松尾委員) 審議番号3番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

19番議長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

議長 (橋本委員) 審議番号4番について説明します。また、5番についても関連がありますので一緒に説明させていただきます。理由は、4番については譲渡人から息子さんが申請地を譲受、5番にて譲渡人の父親が申請地の譲渡を行うものですが売買により譲受する農地について息子名義にするため4番での申請となっているものです。相手方の要望と耕作の便を良く

するためのものであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。36番才田委員。

36番 (才田委員) 審議番号4番の譲受人と5番の譲渡人については親子でしょうか。

19番 (橋本委員) 審議番号4番、5番については親子です。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号6番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と離農によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 審議番号7番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と労力不足であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。

1番 (小林委員) 審議番号8番について説明します。理由は、相手方の要望と経営縮小であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

ここで、議案第4号、第5号、第6号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局 (松尾) 議案第4号、第5号及び第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。

〈事務局 説明終了後〉

議 長 ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:20～14:35〉

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
- 事務局 議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(松尾) 13頁をお願いいたします。議案朗読。当初、建売住宅を建築する計画であったが、経済状況等の変化により計画を断念したために、今回、借家住まいのため、申請地を購入して自己用住宅を建築するものとしての計画変更となっております。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 議 長 それでは、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 22番 (田子森委員) 審議番号1番について説明します。理由は、現在、現在、祖母の家で同居しているため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置し雨水排水も一緒に処理し既設の水路に流します。集落接続に該当。農用地区域外、第1種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 17番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
(大山委員) 審議番号2番について説明します。2番、3番は関連がありますので一緒に説明をさせていただきます。只今ビデオにて見ていただいたとおり、〇〇川沿いの山間地の田で道路と川に挟まれた細長い田でございます。道路から2m～3m下がっております。大雨の際には河川が増水し冠水するため、地上げして畑として利用するもので、地上げのための土は上流にて道路工事があっております土を利用する計画であります。耕作の便を良くするものです。その他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。17番大山委員、2番、3番一緒に説明という事でしたが申請者についてもう少し詳しく説明をお願いします。
- 17番 (大山委員) 申請者は別々ですが、ご兄弟であり現地についても畔続きで6枚の段落としてありそれぞれ独立したものでもないため一緒にご説明をさせていただきました。
- 議 長 それでは、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 全委員 それでは、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 審議番号4番について説明します。面積3,667㎡のうち今回1,033㎡を盛り土するものです。転用目的は一時転用です。くぼ地で日当たりが悪く、農業機械も入らないため、地上げして利便性の向上を図るものです。農用地区域内にある農地に該当。農用地区域内農地です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
16頁をお願いします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 16頁をお願いします。議案朗読をもって説明。12件ございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。申請人は現在、〇〇医院を経営されてありますが、駐車場が不足しているため、露天駐車場を整備するもので契約は売買です。農地区分第3種農地で用途地域が定められている農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。申請地は数か月前に除外申請があり審議を行った農地です。現在の〇科・〇科に歯科を加えるための拡張です。歯科医院については〇〇さんがされるものです。現病院に隣接して歯科医院と倉庫を建設するもので建物1棟、倉庫が2棟となっていますが倉庫にはカルテ等を保管するため2棟必要との事です。駐車場は30台の計画ですが既存の駐車場は、道路を挟んで病院の反対側にありますが〇〇駅の近くであり地域の方が多く利用されている現状でそれを辞めていただくのは心苦しいので新たに駐車場も設置されるそうです。鉄道の駅から300m以内の農地に該当。農用地区域外、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。現在、祖母の家に同居のため、自己用住宅を建築するものです。浄化槽を入れて既存の排水に流されるそうで区会長の承諾もあります。その他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、17頁です。審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。金属の研削加工を行っているが、技術革新に合わせて新鋭機械を導入するため、現在3か所に分かれている工場を市商工観光課の働きにより1つにまとめて工場を建設するものです。雨水については外周に浸透式のU字溝を設置し多い場合は溜柵にて溜めて既設水路に排水、汚水については合併浄化槽にて処理を行うそうです。区会長の承諾もあります。用途地域が定められている農地。都市計画用途地域内、第3種農地です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。

17番 (大山委員) 審議番号5番について説明します。転用目的はコミュニティセンターの建設です。現在の〇〇地区コミュニティセンターが土砂災害警戒区域に指定されたため、隣接する申請地に新たに建設するものです。汚水は合併浄化槽にて処理、雨水は、既存の道路側溝に流します。良好な生活環境施設に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。

1番 (小林委員) 審議番号6番について説明します。譲受人の有限会社〇〇は廃棄物収集販売業を営んでおります。隣接する支店敷地と〇〇市の危険物置場を借りて大型車等を駐めていますが、敷地が狭く、土地も自由に使えるわけではないので、敷地を拡張して駐車場を整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地敷地拡張に該当します。何ら問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員は欠席ですので21番伊藤委員お願ひします。

21番 (伊藤委員) 古川委員に代わり審議番号7番について説明します。転用目的は離合箇所の設置です。真砂土採取場からの搬出用大型車と地域住民の自家用車等との離合所として整備するものです。その他の農地に該当。第2種農地です。離合箇所の設置については、地元区会長や地元住民の方からも同意を得られてあります。また、子どもたちの通学路も兼ねているため安全確保の観点からも住民の方より設置が望まれているものです。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議 長 他に審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、19頁をお願いします。議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」

を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
事務局の説明は終わりました。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。

議 長 24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議 長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。

議 長 26番西川委員。

26番 (西川委員) ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。

議 長 26番西川委員。

26番 (西川委員) ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見につい
て」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局
議 長 (松尾) 20頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。

担当者 (手島) 議案第8号について説明いたします。21頁をお願いいたします。農用地の除外等
につきましては、朝倉市農業振興地域整備促進協議会において審議いたしますが、事前に農
業委員会のご意見をお伺いするものであります。重要な変更ということで除外が13件出て
おります、農振農用地からの除外という事で要件がございますが、色々ございますが転用
見込みがあるかどうか、また農用地について虫食い状態等になるのを防ぐという事です。

次に、23頁をお願いします。重要な変更で編入が3件これは、ほ場整備事業地区への編入

が2件、中山間直接支払制度等に関係した1件となっております。用途区分が1件、表記地番の変更に伴う変更が1件です。それらは妥当であり、やむを得ないと考えます。今後、農業振興地域整備促進協議会の承認を受けた後、県との協議を行い、公告期間を設けて農用地利用計画の変更になります。

議 長
事務局

事務局。

(松尾) 21頁、22頁につきまして、農業委員会事務局の方から説明させていただきます。今、農業振興課の方から意見を求められておりますので、何らかの意見を付して返すということになっておりますので、今から意見を出していただきたいと思いますが、まず事務局の段階で考え方をまとめておりますので、その考え方についてご説明をしたいと考えております。

農業振興課からは除外、編入、用途区分について、おおまかに分けて三つのことについて意見を求められております。それで用途区分と編入につきましては、特段ないと思いますが、除外について農地転用の観点から許可の見通しがあるかどうかということについて、説明をいたします。農地の転用につきましては、県知事の許可ということになっておりますので、朝倉市の農業委員会では申請案件について、許可相当かどうかの意見を付けて県の方に意見書を出すということになっております。そこで転用を許可するための基準がありまして、立地基準と一般基準という二つの基準にわかれております。一般基準というのは、転用の実現性があるか、つまり十分な資力があるかどうか、その他関係法令の許可見込みがあるかなどがありまして、これらを満たさないと転用許可が出ないということになっております。そこで、立地基準と一般基準に照らし合わせて妥当かどうかということで、妥当であれば許可相当ということになります。

議 長

事務局及び担当者からの説明は終わりました。議案第8号について、質問や意見はありませんか。16番鶴川委員。

16番

(鶴川委員) 21頁の番号9ですが、地目が山林となっておりますが山林でも農用地があるのでしょうか。

議 長
担当者

農業振興課。

(手島) 議案書の地目については登記地目であり、現況地目は畑となっております。現況の畑の部分が農用地となっているもので、今回その部分の除外申請となっております。

議 長

他にありませんか。36番才田委員。

36番

(才田委員) 23頁の編入ですが、番号1の地目が宅地とありますが編入後に地目は田になるのですか。

議 長
担当者

農業振興課。

(手島) 番号1の地目についてですが、ほ場整備事業関係での編入であり事業によって換地処分が行われる関係での編入となっております。換地処分後に非農用地設定を行うようになりますので地目は宅地のままで非農用地の設定となっております。

議 長

他に質問はございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、議案第8号について、事務局から説明がありましたように意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、議案第8号は説明のとおり意見を付すことといたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:18)